

令和3年第11回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年11月24日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時40分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	欠	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和3年第11回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中12名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、9番 藤牧委員、10番 坂本委員にお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第34号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第34号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。 事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書に記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 本案件は、この後にご審議いただく第35号議案・5条許可申請6番とセットの案件でして、支柱を立てて太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながらパネル下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業を行うための区分地上権の設定となります。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>区分地上権の設定では、農地法3条第2項但し書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要なく、権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障が生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。</p> <p>周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかの判断については、5条の審議の際にご確認いただきますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることになりますが、本件では渡人が耕作者であるため賃借人等は設定されておりません。</p> <p>なお、営農型発電設備の設置における農地法第3条第1項の許可の取扱いについてですが、農林水産省経営局農地政策課長通知により、5条許可がされない場合は3条許可も行わないこととされ、5条許可がされた場合は同日付で3条許可を行うこととされております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	長谷川委員	特にありません。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。
		申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	木村委員	受人が農地保有適格法人になった日はいつかわかりますか。
	事務局	法人設立は平成31年2月15日ですが、当初から満たしていたかどうかはわかりません。本案件に先立ちまして、所有権移転の3条申請があった5月の時点では満たしておりました。

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	関根委員	営農型太陽光で営農するにあたって、収穫量の基準とかはありますか。守れなかった時の罰則とか。
	事務局	詳しくはこのあとの5条の時にご審議いただきますが、収量は地域の平均の8割以上確保しないといけないこととなっております。下回ったときの罰則はありませんが、経営の改善指導に従わない場合などは3年後の一時転用が許可されず、パネルを撤去することになります。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第34号議案1番について、関連する5条申請が許可された場合は同日付で許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	〔賛成多数〕 賛成多数ということで、第34号議案1番については、5条申請が許可された場合は同日付で許可いたします。
	議長	つづきまして、日程第3に移ります。 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 事務局は1番の説明をお願いします。
	事務局	議案書8ページをご覧ください。1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書に記載のとおりです。 本案件は5月の総会で審議し、異議なしとしました農振除外案件になります。 申請地は〇〇の南東およそ30mの位置にある農地になります。詳しくは議案書11ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地の現況につきましては、耕作している様子は見られませんでした。違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>申請地の東側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は地域の事業者の業務上必要な施設になりますので、農地法施行規則第33条第4号に定められる不許可の例外規定に該当するものと思われまます。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する土地を賃借し駐車場として利用しておりましたが、賃借料の面で折り合いがつかず返却に至ったことから、申請地を新たな駐車場として整備する計画での申請になります。詳しくは13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、申請にあたり土地改良区と調整済であり、「支障なし」の意見書が添付されているほか、事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>松本委員 事務局の説明のとおりです。</p> <p>議長 それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>坂本委員 確認ですが、今までの駐車場は使えなくなって返したということですよ。地目はどうなっているかわかりますか。</p> <p>事務局 申し訳ありません。従来の駐車場の地目は確認しておりませんが、転用許可を受けた後は雑種地になっているのではないかと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第35号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第35号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>つづいて事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書8ページに記載のとおりです。</p> <p>本案件は5月の総会で審議し、異議なしとした農振除外案件になります。</p> <p>申請地は〇〇の北東およそ60mの位置にある農地になります。詳しくは議案書14ページの位置図、15ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>申請地の北側には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件は住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条第4号に定められる例外規定に該当するものと思われま。</p> <p>譲受人は町内のアパートで暮らしておりますが、手狭となっているため、母親が所有する土地を使用貸借し、分家住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは16ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、申請にあたり土地改良区と調整済であり、「支障なし」の意見書が添付されているほか、住宅建設に要する資金は自己資金と借入金で対応とし、金融機関発行の残高証明書と融資仮申込書の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	特にありません。説明のとおりです。
	議 長	それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	坂本委員	土地利用計画図では排水の確認ができませんが、何か確認していますか。
	事務局	申し訳ありません、未確認でした。農振除外の時からいろいろ相談を受けていますので、手続きはされているとは思いますが。
	議 長	すぐに確認できますか。
	事務局	はい。少しお待ちください。 (事務局で建設課に問い合わせ)
	事務局	お待たせしました。建設課に確認しましたところ、既に届出がされ公共物使用許可が出ているとのことで問題ないようです。
	議 長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第35号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第35号議案2番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたし

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 443 593 475">事務局</p> <p data-bbox="501 1262 593 1294">議長</p> <p data-bbox="501 1361 622 1393">松本委員</p>	<p data-bbox="763 300 1391 379"> ます。 つづいて事務局は3番の説明をお願いします。 </p> <p data-bbox="763 443 2119 523"> 3番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書8ページに記載のとおりです。 </p> <p data-bbox="763 539 1832 571"> 本案件は昨年11月の総会で審議し、異議なしとした農振除外案件になります。 </p> <p data-bbox="763 587 2119 667"> 申請地は〇〇の東およそ380mの位置にある農地になります。詳しくは議案書17ページの位置図、18ページの案内図をご覧ください。 </p> <p data-bbox="763 683 1771 715"> 申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。 </p> <p data-bbox="763 730 2119 858"> 申請地の周辺には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則許可されませんが、本案件も住宅を集落に接続して建設することから、2番の案件と同様に例外規定に該当するものと思われます。 </p> <p data-bbox="763 874 2119 1002"> 譲受人は実家で両親と同居しておりますが、子どもも3人おり手狭であることから、母親が所有する土地を使用貸借し、自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは19ページの土地利用計画図をご確認ください。 </p> <p data-bbox="763 1018 2119 1145"> なお、申請にあたり土地改良区と調整済であり、「支障なし」の意見書が添付されているほか、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。 </p> <p data-bbox="763 1161 1480 1193"> 説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。 </p> <p data-bbox="763 1257 1771 1289"> 申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。 </p> <p data-bbox="763 1353 1010 1385"> 特にありません。 </p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号 3 番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>質問ではないのですが、この申請地に給水栓があると思いますので、転用時は必ず撤去するよう指導をお願いします。</p>
	事務局	<p>承知しました。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第 3 5 号議案 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第 3 5 号議案 3 番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。 つづいて事務局は 4 番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明に入る前に議案書の訂正をお願いします。(転用面積の訂正を説明) それでは 4 番についてご説明いたします。土地の所在や申請者の氏名等につきましては、議案書 9 ページに記載のとおりです。転用面積はただいま訂正いただきました面積になります。 申請地は〇〇の北側の道を、肥土方向に向かって 6 0 0 m ほど進んだ右手側にある農地になります。詳しくは議案書 2 0 ページの位置図、2 1 ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。 申請地の周辺には整備された優良農地が広がっていることから、農地区分は第 1 種農地と判断いたしました。第 1 種農地の転用は原則許可されませんが、本案件も住宅を集落に接続して建設するものですので、例外規定に該当するものと思われます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>譲受人は〇〇市のアパートに家族４人で暮らしておりますが、子どもの小学校入学前に自己用住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは２２ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、住宅建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果通知の写しが添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号４番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>私も現地を見ましたが問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号４番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第３５号議案４番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第３５号議案４番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>つづいて事務局は５番の説明をお願いします。</p> <p>５番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書９ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇の北西およそ１００ｍの位置にある農地になります。詳しくは議案書２３ページの位置図、２４ページの案内図をご覧ください。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>申請地は〇〇から300m圏内にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は原則許可とされております。</p> <p>譲受人は〇〇地内に土地建物を借り、放課後等デイサービスなどの通所支援事業を行っている法人で、今回資金の目途がついたことから、申請地を購入して身障児通所支援事業所を建設し、現在の借家から移転する計画での申請となります。詳しくは25ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業所建設に要する資金は借入金で対応とし、金融機関発行の融資証明書が添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議 長	申請番号5番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	藤牧委員	はい。特にありません。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号5番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	木村委員	転用面積が1,000㎡を超えていますが、町の開発協議はどのようになっていますか。
	事務局長	先日開発協議会が開かれまして、町の方針としては問題なしとなっております。しかし農地転用が絡むことですので、この転用許可と同時に承認することとなっております。
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第35号議案5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p data-bbox="501 347 593 379">議長</p> <p data-bbox="501 539 593 571">事務局</p>	<p data-bbox="840 300 985 331">〔全員挙手〕</p> <p data-bbox="766 347 2119 427">全員賛成ということで、第35号議案5番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p data-bbox="795 443 1393 475">つづいて事務局は6番の説明をお願いします。</p> <p data-bbox="795 539 1729 571">説明に入る前に議案書の訂正をお願いします。(転用面積の訂正を説明)</p> <p data-bbox="766 587 2119 715">それでは6番についてご説明いたします。本案件は、先ほどの第34号議案1番と関連する営農型太陽光発電設備の設置を目的とした一時転用許可申請となります。転用期間は3年間で、転用面積はパネルの支柱部分等の総面積によるものになります。</p> <p data-bbox="795 730 1921 762">申請地につきましては、議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。</p> <p data-bbox="795 778 1774 810">申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p data-bbox="766 826 2119 1050">申請地は、農振農用地と第2種農地が混在しております。農振農用地は原則として転用を許可しない農地と位置付けられておりますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準や運用通知の定めによるほか、次の7項目について確認することとなっております。</p> <ol data-bbox="766 1066 2119 1433" style="list-style-type: none"> 1つ目に、転用期間は3年以内で、下部農地での営農の適切な継続を前提として太陽光設備の支柱を立てるものであること。 2つ目に、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、その面積が必要最小限であること。 3つ目に、下部農地における営農の適切な継続が確実に認められること。 4つ目に、パネルの角度や間隔が、農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、支柱の高さは概ね2メートル以上確保され、農作業に必要な機械を効率的に利用できる空間が確保されていること。 5つ目に、周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れが無いと認められ

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>議長</p> <p>佐藤委員</p>	<p>ること。</p> <p>6つ目に、支柱を含め、営農型太陽光設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。</p> <p>最後に、電気事業者と転用事業者が電力系統に連系する契約を締結する見込みがあることです。</p> <p>この7項目を確認することで、一時転用が許可されることとなっております。</p> <p>本案件では、株式会社〇〇が太陽光パネルを設置し、その下部の農地で株式会社〇〇がサツマイモとショウガを栽培する計画となっております。詳しくは6ページの土地利用計画図と、別添の「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」をご確認ください。</p> <p>なお、申請にあたり、事業に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されているほか、先ほどの7項目について確認できる書類も添付されております。</p> <p>また、町の太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、建設課とも協議済となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号6番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>少し補足いたしますと、一部の農地には隣地から進入した竹や雑木があったのですが、すべて伐採、抜根してゴミもきれいに片づけました。作業にあたっているユンボが今は1台置いてあります。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号6番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>受人と渡人は同じ方が代表の会社ですが、これを分ける必要があるのですか。渡人が全部やれば4条</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>だけでいいのではないですか。</p> <p>渡人の法人登記簿や定款には発電事業がありませんので、会社としての方針で営農と発電は分けて考えているのではないかと思います。このほかF I Tの認定などもありますので、渡人がすべて行うことはできないのではないかと思います。</p>
	関根委員	<p>神川では営農型の設置は初めてですよ。これを認めると、町内の農地がパネルだらけになることはありませんか。</p>
	木村委員	<p>[一同が各個に発言しパネルの設置について議論]</p> <p>委員改選の前の話で良く分からないのですが、営農型太陽光を前提で3条許可を出しているなら、これは認めざるを得ないのではないですか。</p>
	事務局	<p>委員改選がありましたので、これまでの経緯についてご説明いたします。本案件に際しましては、昨年6月に最初の相談がありましたが、県と調整を進める中で、3条所有権移転と3条区分地上権、5条営農型太陽光の申請を同時に行いますと、土地の名義などで添付書類に辻褄が合わないといえますか、不整合が生じてしまうということになりまして、協議の結果3条所有権移転を先に済ませたところです。</p> <p>なお、3条所有権移転の申請の際は、5条営農型が不許可とされても営農は行う旨の誓約書を提出いただいたうえで許可としております。</p> <p>また、予定では3条許可を受けた後に、名義変更の登記が済み次第3条区分地上権と5条申請をする計画ではありましたが、別件で受人の農地法違反が判明したこともあり、この是正等のために申請が遅れてしまったところです。</p>
	町田委員	<p>パネルを撤去するのに必要な資力・信用があるとありますが、会社が倒産してしまった場合などはどうなるのですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第36号議案 神川町農業振興地域整備 計画の変更について</p>	事務局	<p>申請時に確認することは要件となっておりますが、農林水産省のQ&Aを見ましても、数年後の資力までは要件になっておりませんので、倒産した場合などは放置される恐れはあるかもしれません。</p> <p>あと、先ほど関根委員からご意見がありましたが、営農型にも設置場所に関する要件はありまして、代替性を検討するほか、集団農地の真ん中や集積する予定がある農地への設置は認められないこととなっております。また、耕作者に営農実績が無い場合などは、町の方針で農振適合証明が発行されませんので認められないこととなります。</p>
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第35号議案6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
	議長	<p>賛成多数ということで、第35号議案6番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>次の議案に進む前に、ここで10分間の休憩をとります。</p> <p>[休 憩]</p>
	議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>日程第4 第36号議案 神川町農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別冊計画変更に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。</p> <p>事務局は案件1番について説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>1番についてご説明いたします。申出地、申出者等につきましては資料1ページに記載のとおりです。</p> <p>申請者である株式会社〇〇は、建築資材の販売や輸送業等を主業務として、平成3年5月に有限会社</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>〇〇として創業し、同年11月に現在の社名に変更されました。その後平成18年に貨物車両を駐車する目的で今回申出地の隣接地を取得しております。</p> <p>今回の計画は、この1～2年の間で従業員を4名増員し、貨物車両も4台増やすことで法人としてコロナ禍を生き残るために、申出地を整備し事業所を拡張する計画となります。</p> <p>また、現在の車両置場は県道からしか出入りできませんが、申請地を活用して町道からも出入りできるように整備することで、車両の動線を確認する計画となっております。</p> <p>この計画では申請農地各筆とも少し農地が残っていますが、これは農地転用の許可基準に「既存敷地の二分の一を超えないものに限る」という規定がありますので、この基準に合わせるよう分筆するもので、本庄農林振興センターと調整済となります。</p> <p>その他の情報としましては、申出地は、旧神川南部土地改良区の昭和60年度工区内にあります。</p> <p>また、隣接する農地の所有者、耕作者からの同意は得ております。</p> <p>最後に、この法人とその関係役員が所有するほかの土地についても確認致しましたが、転用可能な白地や宅地等は所有しておりませんでした。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>それでは地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>これは2年くらい前から話がありまして、現在は県道の歩道を横切って車が入り出しているのですが、県道は小中学生の通学路になっているので危なかったのですが、この申請が通れば車は町道へ出て信号から県道へ行けるようになるので是非お願いしたいと思っています。</p> <p>それでは質疑に入ります。1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>資料を見ますと細長く100㎡足らずの農地が残るようですが、これでは何も耕作できないと思うの</p>
	議長	
	木村委員	
	議長	
	木村委員	

会議事項	発言者	顛末
閉 会		<p>ですがどうするのですか。</p>
	事務局	<p>町でも同様に考えているのですが、除外するにあたって転用の見込みを農林と調整しておるのですが、転用許可は既存敷地の二分の一までとされておりまして、この面積しか認められないとのことでした。</p>
	木村委員	<p>そんな杓子定規なことですか。住宅の許可は500㎡ですが、以前540㎡くらいで認められたことがあったと記憶していますが、もう一度県に掛け合ってみてはどうですか。</p>
	事務局	<p>分かりました。農業委員会からの意見としてもう一度話してみます。</p>
	関根委員	<p>その余剰地は将来的には転用できるのですか。</p>
	事務局	<p>その時点での拡張の必要性などの判断もありますし、最終的な転用許可は県になるので断言はできませんが、可能性として無くはないと思います。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第36号議案1番について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第36号議案については異議なしといたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>